

SWS 地下水位測定技術協会特別会員認定規定

(認定の対象)

第1条 一般社団法人SWS地下水位測定技術協会（以下、「協会」という）は、SWS地下水位測定法（以下、「本測定法」という）を遂行する十分な物的且つ人的資源を有すると認められた法人または個人で且つ協会に対して本測定法使用に関する一切の責任を負える者を特別会員に認定する。

(認定の条件)

第2条 特別会員の認定条件は以下の通りとする。

- ①測定を遂行するためのSWS調査機を1台以上有すること
- ②NPO法人住宅地盤品質協会の住宅地盤技士（調査部門）又は実務者登録者を本測定法従事者として配置すること
- ③本測定法使用に関する一切の責任を負えること
- ④測定機器等の維持管理ができること
- ⑤協会の技術向上の為の資料協力ができること

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする法人は、予め協会が定める入会申請書を作成し、その他必要書類を添えて協会事務局に申請する。

(認定の通知)

第4条 協会は、本規定の第1条、第2条の各号に照らし、本測定法の実施を遂行する能力を有すると認めた者に対して、認定の通知を行う。

(認定の取り消し)

第5条 協会は、特別会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- ①入会申請書、添付資料に虚偽又は不正の記載があったとき。
- ②本規定に定める認定条件を満たさなくなったとき。
- ③その他、取り消しを相当と判断したとき。

(測定品質管理の義務)

第6条 特別会員は、本測定法の実施に際して十分な品質管理を行わなければならない。

(改定)

第7条 協会は、必要に応じて本規定の改定等を行うことができる。

本規定は、平成23年7月7日より施行する。